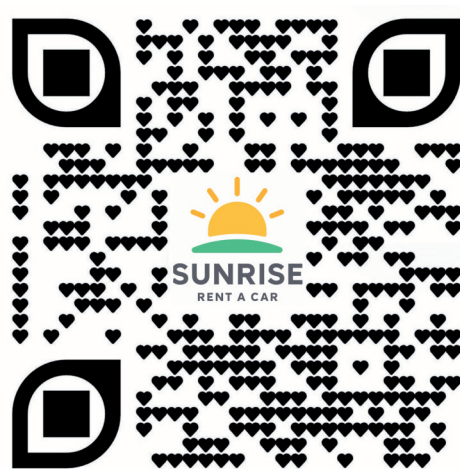


SUNRISE

日の出 レンタカー RENT A CAR

保険に関する附属書 / Insurance Policy Annex
よくある事例・FAQ・重要条項



公式サイト

sunrise-rent.com



目次 / Table of Contents

1. よくある事例（典型的なケースと実例）

- 1.1 第三者不明による損傷（当て逃げ）
- 1.2 構造上の危険を伴う事故（走行禁止となる場合）
- 1.3 危険な運転操作（接触なしでも発生する事故）
- 1.4 横断歩道上の歩行者・自転車との事故
- 1.5 酔っ払いが道路上に寝ている・倒れているケース

2. よくある質問（FAQ）

- 2.1 「バイクが突然出てきた！ 相手が悪いのに？」
- 2.2 「歩行者が赤信号で横断しても私の責任ですか？」
- 2.3 「車に触れていないのに相手が怪我をした場合は？」
- 2.4 「なぜ日本の保険は運転者に厳しいのですか？」

3. 追加の重要条項（CDWの条件と免責事項）

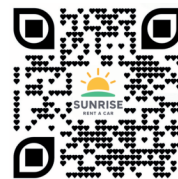
- 3.1 ドライブレコーダー（Dashcam）の使用と保存義務
- 3.2 CDWが適用されない損害（一般的な除外項目）
- 3.3 故障・トラブル発生時の対応
- 3.4 事故現場からの離脱禁止
- 3.5 浸水道路・海辺・スロープでの走行禁止
- 3.6 悪天候（大雨・強風・台風）時の運転
- 3.7 給油ミス（燃料の種類間違い）
- 3.8 代車提供に関する方針
- 3.9 自動ドア・センサー類の取り扱い
- 3.10 協力義務と報告内容の正確性
- 3.11 樹液による塗装損傷（樹液被害 - Jyueki Higai）
- 3.12 不適切な使用・車両の管理怠慢（泥汚れ・整備怠慢）

4. 最終要約と一般事項

- 4.1 CDWが無効となるケース
- 4.2 事故発生後の必須手続き
- 4.3 過失時における貸出会社の権利
- 4.4 日本の交通安全原則（安全第一 - Anzen Daiichi）

注意:

この目次は簡易参照用です。
各項目の詳細は本文にてご確認ください。



1. よくある事例

1.1 第三者不明による損傷（当て逃げ）

車両を安全な場所に駐車し、戻った際にドアの凹みやキズがあり、加害者が不明な場合は、次の手順を必ず行ってください：

1. **すぐに警察へ通報し**、事故証明書（事故証明書 - Jiko Shoumeisho）を取得する。
2. **レンタカー会社に連絡し**、写真・動画・報告番号を提出する。

加害者が見つからなくても、適切に通報・報告された場合は、契約プランに応じたCDW免責額の上限までの負担となります。

例：修理費 10万円 → 免責額 5万円 → お客様の負担は 5万円。

警察へ通報せず、またはレンタカー会社へ報告しない場合、CDWは無効となり、修理費を全額負担する必要があります。

後日、加害者が特定された場合：

警察・保険会社による処理には**数ヶ月～1年以上**かかる場合があります。
賠償金が当社へ支払われ次第、**相当額をお客様に返金**いたします。

1.2 構造上の危険を伴う事故（走行禁止）

安全性に影響を及ぼす損傷がある場合、たとえ車両が走行可能であっても、**走行は禁止**です。

例：

フロントバンパーやフェンダーカバーが損傷し、地面やタイヤに擦れている。
見た目は走行可能でも、これらの部品が**高速走行中に脱落**する恐れがあり、**多重事故や死亡事故**につながる重大リスクがあります。

▶ 正しい対応：

- すぐに停車する。
- レンタカー会社へ写真・動画を送付し報告する。
- 指示に従い、必要であれば**レッカーを手配**します。

✕ 禁止事項：

自己判断で走行を継続した場合、**CDWは無効**となり、**追加損害・行政罰金・後続修理費**の全額を負担することになります。



1. よくある事例

1.3 危険な運転操作（接触なしでも事故）

接触がなくても、**危険運転・不注意な操作**で他者に損害を与えた場合、**CDWの適用外**となります。

例：

- 急ハンドルを切ったため、後方のバイクが転倒・負傷。
- 車両同士の接触がなくても、法律上は**危険運転による事故（危険運転致傷）**とみなされます。

この場合：

- CDWは適用されません。
- 運転者は民事・刑事責任を問われる可能性があります。
- 当社は契約に基づき行政罰金や違約金を請求できます。

1.4 横断歩道上の歩行者・自転車との事故

青信号であっても、**信号だけを頼りに進行してはいけません。**

必ず確認してください：

- 他の車両（赤信号を無視する場合があります）
- 歩行者・自転車（赤信号でも横断する場合があります）

歩行者や自転車に明確な過失があっても、**大型車両側により高い注意義務**が課せられます。

▶ 推奨行動：

- 交差点・住宅街では必ず減速；
- 進行前に左右の安全を二重確認；
- いつでもブレーキできる状態を保つ；
- 100%安全を確認してから発進。

1.5 酔っ払いが道路上に寝ている・倒れているケース

繁華街や飲食店街では、酔っ払った人が道路上に倒れていることがあります。

特に夜間や照明の少ない道路では非常に危険です。

⚠ 沖縄県では毎年1~3人がこのケースで死亡事故に遭っています。たとえ相手に過失があっても、車両の運転者には重大な注意義務が課せられます。

▶ 出発前に必ず確認：

- 車両の周囲・下部・タイヤ付近を確認；
- 人や障害物がないか確実に目視；
- 安全を確認してから発進。

万が一轢いてしまった場合、
CDWは適用されず、
運転者が民事・刑事責任を全て負います。



2. よくある質問（FAQ）

「バイクが突然出てきた！相手が悪いのに？」

たとえ相手が違反していても、日本の法律では大型車両の方がより大きな責任を負います。

ポイント：

右左折・車線変更時は必ず二重確認。
バイクが入り込む隙間を作らないよう注意。

「歩行者が赤信号で横断しても私の責任ですか？」

はい、一部責任は発生します。
日本では「予見義務（予防運転）」が重視され、たとえ相手が違反しても、運転者は事故を防ぐよう運転すべきとされています。

「車に触れていないのに相手が怪我をした場合は？」

危険な運転操作や不注意によって相手が転倒・負傷した場合、接触がなくても運転者が責任を負う可能性があります。
この場合、CDWは適用されません。

「なぜ日本の保険は運転者に厳しいのですか？」

日本の交通文化は**「安全第一（安全第一 - Anzen Daiichi）」を基本としています。
たとえ相手が悪くても、運転者には命を守るための注意義務**が課されています。



3. 追加の重要条項

3.1 ドライブレコーダー（Dashcam）

- 全車両に録画装置を搭載。
- SDカードの抜き取り・データ削除は禁止。
- 保険処理には映像が必要。
- 改ざん・削除・破損が確認された場合、CDWは無効となり、全額賠償責任が発生します。

3.2 CDWが適用されない損害

- 車両底部の損傷；
- 低い構造物や樹木との接触による屋根の損傷；
- 給油ミス；
- 水害・塩害・砂塵などによる損傷；
- 不適切操作による電装・機械系故障。

3.3 故障・トラブル時の対応

- 自分で修理を試みない；
- 必ずレンタカー会社へ連絡；
- 無断で修理業者を利用した場合、保険およびCDWは無効。

3.4 事故現場からの離脱禁止

- 警察到着前に現場を離れてはいけません。
- 小さなキズでも報告義務あり。
- 離脱行為は**当て逃げ（Hit and Run）**とされ刑事罰の対象。
- CDWは自動的に無効。

3.5 浸水・海辺・スロープ走行の禁止

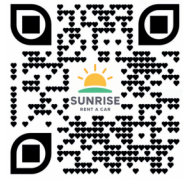
- 水位がタイヤの半分を超える場所での走行禁止。
- 水・泥・塩による損害はCDW対象外。

3.6 悪天候（大雨・強風・台風）

- 暴風警報・台風警報中は走行禁止。
- 無視して運転し事故が発生した場合、CDWは無効。

3.7 給油ミス

- ガソリンとディーゼルの入れ間違いはCDW対象外。
- 洗浄・修理・レッカー費用は全額お客様負担。



3. 追加の重要条項

3.8 代車提供

- 事故発生後、代車の無償提供義務はありません。
- 代車を希望する場合は、新規契約・追加料金が必要です。

3.9 自動ドア・センサー類

- 手動で無理に開閉しないこと。
- 故障・破損はCDW対象外。

3.10 協力義務と報告の正確性

- 警察・保険会社・レンタカー会社への誠実な協力が必要。
- 虚偽報告・隠蔽はCDW無効・法的措置の対象。

3.11 樹液による塗装損傷（樹液被害 - Jyueki Higai）

- 沖縄などでは特定の樹木から樹液が落下し塗装に固着します。
- 1点あたり除去に1～3分、数千箇所にも及ぶこともあります。
- 清掃・研磨・再塗装費は全額お客様負担、CDW対象外。
- 樹木の下への駐車は避けてください。

3.12 不適切使用・車両管理怠慢（泥汚れ・整備怠慢）

- 車両はレンタル期間中、清潔かつ正常な状態を維持する義務があります。
- 未舗装道路・農道・泥地の走行は重大過失に該当します。
- 車体が泥や塩で覆われた状態で返却した場合、CDWは無効。
- 洗車・磨き・塗装補修などの実費を全額負担していただきます。

4. 最終要約

当社は以下の状況においてCDWの適用を拒否する権利を有します：

- 過失・重大違反・報告義務違反がある場合；
- 虚偽報告・逃走・無通報がある場合；
- 不適切な使用・指示不遵守がある場合。

交通安全の原則：安全第一（Anzen Daiichi）

最優先事項は全ての人の安全と生命の保護です。

常に注意深く運転し、事故時は速やかに報告し、レンタカー会社の指示に従って行動してください。